

6 競争政策関係

ア 独占禁止法のエンフォースメントの見直し・強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
措置体系の見直し等 (公正取引委員会、事業所管官庁)	a 独占的、寡占的な市場における参入阻止行為に迅速、効果的に対応できるよう適切な方策を講ずるとともに、事業者に混乱が生じることのないよう、事業所管官庁と公正取引委員会が、それぞれの事業法による政策と独占禁止法に基づく政策との整合性を十分勘案しながら、密接な連絡調整を図る。	改定・競争ア	逐次実施		
	b 事業法分野によっては、事業所管官庁が競争促進措置を講ずるに当たって、より専門的な見地や、より公平・中立的な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。		逐次実施		
ガイドラインの適時適切な見直し等 (関係府省)	個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的な事例を示した既存の個別事業分野におけるガイドラインを適時適切に見直す。	改定・競争ア	逐次実施		
独占禁止法における民事責任制度及び差止制度の見直し (公正取引委員会)	独占禁止法の差止請求制度については、制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止請求対象行為の範囲の見直し等、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。	改定・競争ア	必要性が認められる場合、検討着手		
独占禁止法の課徴金制度の在り方の検討 (公正取引委員会)	a 第171回国会に提出された独占禁止法改正法案で課徴金の範囲拡大及び算定率を割り増す要素が追加される等更なる抑止力向上の必要性が高まっている情勢にもかんがみ、抑止・制裁の両目的をより効果的・効率的に成しえる制度設計について、現行の法運用状況とその効果についての分析をしつつ、独占禁止法違反行為に対する措置の在り方について、幅広い検討を行う。	重点・独禁(3) 〔改定・競争ア〕			検討

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	b 課徴金の水準については、現行水準の運用状況を注視しつつ、抑止と制裁の観点から、違反行為をする動機付けを失わせることを十分に担保したものになるよう、現行の法運用状況との効果について分析を重ねつつ、不断の見直しを行っていく。	重点・独禁(3)	逐次実施		
独占禁止法違反行為の判断基準の明確化 (公正取引委員会)	課徴金の対象とされている、あるいは、今後対象とされる行為類型をはじめとした独占禁止法違反行為について、事業者にとって法適用の予測可能性を十分に確保し、その事業活動を萎縮させることのないよう、判断基準の明確化を逐次行う。	改定・競争ア	逐次実施		
独占禁止法の不当廉売規制の在り方について (公正取引委員会)	不当廉売について、あらゆる業種の事業者にとっての予測可能性を担保し、自由で公正な創意工夫に基づく良質・廉価な商品又は役務の供給の確保に資するため、「供給に要する費用」それを「著しく下回る対価」等について、予測可能性に寄与する事例の公表、相談事例の分析、各種実態調査等、不当廉売に該当するか否かを予測することが可能となるような取組を積極的に実施していく。	重点・独禁(1)			平成21年度以降、逐次実施
排除型私的独占についての法運用の明確化 (公正取引委員会)	a 排除型私的独占について、第171回国会に提出された独占禁止法改正法案が国会にて可決成立した際には、どのような行為が違反となるかについて、法運用の透明性・予測可能性が確保されるよう、ガイドラインを作成・公表する。 b いわゆる略奪的価格設定が、排除型私的独占となる典型的行為類型のひとつであることにかんがみ、あらゆる業種の事業者にとっての予測可能性を担保し、自由で公正な創意工夫に基づく良質・廉価な商品又は役務の供給の確保に資するよう、いかなる価格設定が排除型私的独占に該当し得るのかという点に関し、とりわけ、違反となるか否かを判断する上で必要な基準を、排除型私的独占に関するガイドラインに極力明確な形で盛り込む。	別表1-6	独占禁止法改正法施行までに実施	独占禁止法改正法施行までに実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
独占禁止法における事業者団体届出制度の廃止 (公正取引委員会)	独占禁止法における事業者団体届出制度を廃止する。 (第171回国会に關係法案(独占禁止法改正法案)提出)	改定・競争ア		法案提出	

イ 公正取引委員会の体制の見直し・強化

(ア) 独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
民間等の外部人材の積極的な受け入れ (公正取引委員会)	公正取引委員会は、既存の研修の内容を向上させるとともに、例えば、弁護士、エコノミスト等の民間の専門家や他省庁からの出向者など、その受け入れを積極的に検討し、審査部門の強化を図る。さらに、審査に関わる職員の専門性を向上させるため、同委員会は、外部との人材交流の一層の拡充を図る。	改定・競争イ(ア)	逐次実施		
審査部門の人員の充実等 (公正取引委員会)	公正取引委員会において、審査部門に重点を置いた一層の体制整備を進めるため、審査部門への人員の重点的配置等についても、迅速かつ計画的に行う。特に、違反事件の大型化、審判で争われる事例の増加等に対応するため、違反行為の監視体制の強化、事件処理の迅速化の観点から、審査部門の職員を抜本的に増強する。このため、上記の外部人材の受け入れと併せて、人員充実及び人員の重点的配置のための具体的な検討を速やかに行うとともに、審査部門内の機能・体制についても、より一層の審査の迅速化及び実績の向上に向けた検討を行う。	改定・競争イ(ア)	逐次実施		
審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施 (公正取引委員会)	公正取引委員会は、今後、審査の迅速化を図るために、人員の充実及びタスクフォースの活用等による専門性の向上を図るとともに、各事業分野における紛争処理機関等との性格の違いも踏まえつつ、一律の目標ではないにせよ、情報通信、エネルギー等の公益分野における新規参入案件などを中心に、国民の期待に沿った標準的な審査期間の目標を設定・公表し、その結果を評価することなどにより、迅速かつ効果的な事件の処理に努める。 また、こうした迅速かつ効果的な処理を通じて、同委員会の審査実績を飛躍的に向上させるために、審査に関する目標を策定・公表するとともに、定期的に、政策評価を実施し、その枠組み等を活用して、客観的な評価に努める。	改定・競争イ(ア)	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	その際、特に、情報通信、エネルギー等の公益事業分野については、実際の審査結果が、どのように新規参入や競争促進につながっているかなど、定性的・定量的な観点からの評価に努める。				
警告・注意等の取扱いの改善 (公正取引委員会)	公正取引委員会が、独占禁止法違反のおそれがあるとして行う警告、注意といった取扱いについては、競争制限行為を迅速に除去するために、一定の範囲で必要性が認められるものの、行政側からの一方的な通知であり、事業者がそれを法的な手続の中で争うことのできない等の問題があることを踏まえ、同委員会においては、違反行為を排除する必要がある場合には、勧告等の法的措置により対応することを原則としつつ、これら事実上の行政指導や注意喚起については、その取扱いを必要最小限とし、かつ上記のような問題点についての改善が可能かどうかを検証し、可能な場合には改善を図る。	改定・競争イ(ア)	逐次実施		
独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 (公正取引委員会)	現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。	改定・競争イ(ア)	引き続き励行		
審査打切りの概要の公表 (公正取引委員会)	審査打切りの事案の関係人がその旨の公表を望む場合には、説明責任を果たす観点から、打切り案件のおおまかな概要の公表を行う。	改定・競争イ(ア)	逐次実施		
ネットワーク事業分野における審査体制・機能の強化 (公正取引委員会)	市場開放が進められているネットワーク事業分野において公正競争を確保する観点から、公正取引委員会の審査体制及び機能を強化し、独禁法違反被疑事実に関する処理の迅速化を図る。	改定・競争イ(ア)	逐次実施		

(イ) 企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
民間等の外部人材の積極的な受入れ及び内部体制の見直し・強化 (公正取引委員会)	企業結合に関する審査能力・専門性を向上させるため、公正取引委員会は、審査人員を増加させるとともに、民間の専門家や他省庁からの出向者など、専門性が生かせる分野について、積極的にこうした外部の人材を活用する。また、企業結合審査部門への人員の重点的配置により、機能・体制の強化を図る。	改定・競争イ(イ)	逐次実施		
企業結合案件に関する透明性の向上 (公正取引委員会)	審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったもののうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。 公表に当たっては、予見可能性を高める観点から、どのような市場（一定の取引分野）をどのような基準（取引対象商品又は役務、地理的範囲）で画定したのか示すとともに、画定した市場における審査結果の内容及び判断の根拠となる市場シェア、順位、当事会社の競争状況（市場における競争者の数・集中度、参入、輸入、閉鎖性・排他性等）等の基準や、各合併等案件の市場の競争状況への影響をどう評価したかなどの判断の理由・基準等を示す。また、当事会社が申し出た問題解消措置を前提として容認された事案については、当該問題解消措置に対してどのような評価を行ったかについても示す。	改定・競争イ(イ)	逐次実施		
一般集中規制の見直し及びフォローアップ (公正取引委員会)	一般集中規制について、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されるとのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する。	改定・競争イ(イ)	フォローアップ、引き続き評価・検討		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
企業結合に 係る届出制 度の見直し (公正取引委 員会)	企業結合に係る届出制度は、競争を実質的に制限することとなるおそれのある企業結合を競争当局があらかじめ把握するために設けられているものであるとの趣旨も踏まえつつ、同制度の対象から除外される範囲の在り方について必要な検討を行う。また、近年の経済のグローバル化に伴い、一の企業結合事案について複数の競争当局に届出が行われることが多くなっていることにつかんがみ、企業結合に係る届出制度について国際的整合性を確保する観点から見直しの検討を行い、結論を得る。 (第171回国会に關係法案(独占禁止法改正法案)提出)	改定・競争イ(イ)	検討	法 案 提 出	

(ウ) 景品規制及び表示規制の見直し

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
景品・表示規 制の検討 (公正取引委 員会)	a 景品表示法に基づく規制については、総付 景品についてその在り方を見直すべきとの指 摘があることも認識しつつ、消費者の適正な 商品選択の確保等の観点からみて、ふさわし い方策を検討する。	改定・競 争イ(ウ)	検討		
	b 不当景品類及び不当表示防止法における懸 賞における景品類の最高額等の現行の規制につ いて、懸賞による景品類の提供は、その手法や程 度が適当なものである限り、競争にとって中立 又は促進的に機能するという考え方の下、社会・ 経済情勢等を踏まえつつ、必要な検討を行う。	改定・競 争	検討		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
不当景品類及び不当表示防止法に基づく改正後の総付景品告示の周知等(公正取引委員会)	平成19年3月7日、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)が改正され、総付景品の最高額が2倍に引き上げられた(同日施行)。今回の改正により、事業者にとっても総付景品の提供をより幅広く行うことが可能となることから、改正内容を十分周知するとともに、改正後の総付景品提供の動向について注視する。	改定・競争イ(ウ)	措置済		
対消費者電子商取引に係る景品表示法上の考え方の明確化(公正取引委員会)	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、必要に応じて見直しを行う。	改定・競争イ(ウ)	必要に応じて逐次見直し		
公正取引委員会が行う実態調査アンケートについて(公正取引委員会)	総付景品規制及び一般懸賞規制に関する実態調査アンケートについては、事業者全体における傾向や意識等を、的確に把握できるよう、民間企業の知見を取り入れつつ、適切な方法によりアンケート調査を実施する。	重点・独禁(5)		措置	
総付景品規制及び一般懸賞規制の在り方についての検討方法(公正取引委員会〔消費者庁設置関連法案が国会にて可決成立し、消費者庁が創設された場合は同庁〕)	総付景品規制及び一般懸賞規制の在り方を導き出す方法として、事業者に対する実態調査アンケートに加え、事業拡大ないし新規参入のために現行の規制以上の総付景品や一般懸賞による販売促進活動を実施したいとする事業者からヒアリングを実施する等、幅広い検証をする。なお、その際には、過去の規制緩和がもたらした市場競争への影響及び現在の規制を更に緩和した際に予測される影響を試算・分析すること等の定量的な分析についても、民間等のノウハウを活用することによる実施可能性を検討し、可能なものについては積極的に実施する。	重点・独禁(5)		措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
不当景品類及び不当表示防止法の移管について (内閣官房)	a 消費者庁設置関連法案が国会にて可決成立した際には、同法が消費者庁に移管されるに当たり、従前の法目的である「公正な競争を確保」することと、改正後の法目的である「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止」することが、表裏一体の関係で、規制範囲において同意義である旨を消費者庁に引き継ぐとともに、同趣旨を事業者、消費者両側に広く知られるよう周知する。	重点・独禁（5）	消費者庁設置関連法案可決成立後、法律施行までに実施		
	b 不当景品類及び不当表示防止法第3条を受けて定めている総付景品規制及び一般懸賞規制については、消費者の商品選択を取り巻く状況が変化してきている中、これらを過度に規制することは適切ではなく、かえって事業者の自由な販売促進活動を妨げ、競争を阻害することになりかねない。 内閣官房及び公正取引委員会においては、以上のように、これまで示されてきた考え方、政策の内容及び方向性を踏まえ、引き続き、総付景品規制及び一般懸賞規制の在り方について、更なる規制緩和の可能性を含めた検討を行うよう消費者庁に引き継ぐ。		重点・独禁（5）	消費者庁設置関連法案可決成立後、法律施行までに実施	

（工）公正取引委員会の審判制度の見直し

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
公正取引委員会の審判制度の在り方について (公正取引委員会)	独占禁止法の抑止力が強化されている昨今の背景を踏まえ、公正取引委員会の審判制度の在り方について、審判の存続・廃止や審判と裁判の選択制等のメリット・デメリットを洗い出す等、幅広い検討を行い、より独立性・中立性・公平性が高まる制度となるよう措置する。 (第171回国会に係る法案(独占禁止法改正法案)提出。同法案附則において、審判制度について、平成21年度中に検討し見直す旨規定)	重点・独禁（4） 〔改定・競争イ（工）〕	法 案 提出		

ウ 専門分野に関するエンフォースメントの強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
規制産業における競争の促進 (公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省)	電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。	改定・競争ウ	必要に応じて実施		
	また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。		検討(逐次結論)		
電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化 (公正取引委員会、総務省)	電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的な事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針について、必要に応じて逐次見直しを行う。	改定・競争ウ	必要に応じて逐次見直し		
国際航空における航空会社間の運輸協定に関する独占禁止法の適用除外制度の見直し (国土交通省) < 運輸イ22に再掲>	国際航空における航空会社間の運輸協定に関する独占禁止法の適用除外制度の在り方について、連帯運送が可能となるよう配慮した上で、検討し、結論を得る。その際、国際航空輸送においては、アライアンス内での提携関係の深化が進行し、アライアンス間競争が世界的潮流となる中、アライアンス間の競争促進を通じた国際航空輸送市場の活性化は積極的に評価されるべきである。このような認識の下、アライアンス内での協同化の促進を認めつつ、アライアンス間競争をより一層促進するべく、検討する。	重点・運輸(1) ウ〔改定・競争ウ〕	平成21年度目途に結論		

工 政府調達制度の見直し

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
更なる取組の徹底・拡大 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	国土交通省直轄工事等において、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が進められているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、透明性、公正性及び競争性の確保向上の観点から更なる取組の徹底・拡大を図る。	改定・競争工	逐次実施		
第三者機関の設置の推進・機能強化等 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	国や都道府県においては入札監視委員会等の設置が進んでいるが、国・地方公共団体を通じてこうした第三者機関の設置を一層推進する。また、これに併せて、国において、同機関の機能を強化・拡大する等により、例えば、1)一般競争入札の参加資格が認められないこと、2)総合評価落札方式における落札者の決定結果等についての苦情等を含む幅広い事項についての事業者からの申立てに対し、透明性を確保しつつ公正・中立に審議し、発注者に対し、調達手続の中止も含めた意見具申を行うことができる方策についても検討することとし、その成果を地方公共団体にも周知する。	改定・競争工	逐次実施		
一般・指名競争入札におけるランク制の運用改善 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	一般・指名競争入札におけるランク制は、特に地方公共団体による地域要件の設定と同時に運用された結果として入札参加業者数が著しく少なくなる場合等には、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであることから、そのような事態が生じている場合には、ランク制の運用の改善に取り組む。	改定・競争工	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
共同企業体結成の義務付けの見直し (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	受注の条件として共同企業体の結成を義務付けることは、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであり、したがって、国・地方公共団体の各発注者において、このような義務付けを大規模工事であって技術的難度の高い建設工事を除き原則として行うべきでないという指摘があることを踏まえ、その運用改善に取り組む。	改定・競争工	逐次実施		
地方公共団体による地元業者の下請利用要請等の適正化 (総務省及び関係府省)	地方公共団体による地元業者の下請使用や地元産品利用の要請については、それが過度なものになり、競争制限的な効果を生まないよう、地方公共団体において、その運用の適正化を図る。	改定・競争工	逐次実施		
VE (Value Engineering)・総合評価落札方式の運用の見直し等 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	VE・総合評価落札方式等の多様な入札制度の導入・運用状況及びこれがもたらしている効果・影響について事例の収集・分析により検討し、より一層の拡大や方法の見直しを行う。その際、いわゆる除算方式が原則とされ、加算方式は一部の物品調達の場合に限定されているが、加算方式がふさわしい場合に同方式の採用を拡大すること等も含め、調達の経済性や評価の透明性・公正性に留意しつつ、必要な場合には技術評価のウエイトを増加させる。	改定・競争工	逐次実施		
公共工事の検査・監督等の外部委託の推進 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	技術力を重視する新しい入札制度の導入に際しては、発注側の職員にも技術的な知識が要求されるところであるが、特に小規模な地方公共団体においては、そのような職員が不足しているという問題がある。したがって、国・地方を通じて導入を進める前提として、工事の検査・監督等の外部委託について、その実態についての調査を行うとともに、必要な場合には十分な技術力を持つ者への外部委託の一層の推進を図る。	改定・競争工	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
工事成績の評価の推進・見直し (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	<p>国土交通省直轄工事においては、一般競争入札において過去の工事成績を入札参加に反映させたり、指名競争の技術審査基準の工事成績の評価ウエイトを引き上げる等、工事成績を重視した競争入札の導入を行っているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、更なる取組の徹底・拡大を図る。</p> <p>なお、その際には、国や当該地方公共団体の実績だけが無い新規参入業者が不利にならないことを担保する必要があることから、同等の技術力を要求されると考えられる民間や他の地方公共団体での実績はできる限り同等に扱う必要がある。そのため、国・地方公共団体を通じた工事成績の評価の基準の共通化に向けて、早急に取り組む。</p>	改定・競争工	逐次実施		
民間技術提案の更なる活用 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	あらかじめ発注者が仕様を決めて入札に付すよりも事業者の発意による技術提案を積極的に活用することが適当な案件については、入札の過程で、複数の事業者に提案を行わせ、発注者がそれぞれの事業者と個別に交渉を行うことで契約者を選定する方が経済的に最も価値の高い調達を行い得る場合があると考えられる。したがって、我が国においても、それがふさわしいと考えられる場合には、手続の公正性、透明性及び経済性に留意しつつこののような方式を採用する。	改定・競争工	逐次実施		
分割発注の運用改善 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	分割発注が、政府調達の公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることのないよう、国において、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策の在り方についての検討を踏まえて、例えば、これを実施する場合についての明確な基準の策定等についての検討を行う。また、実施した場合の理由の公表についても、上記官公需施策の在り方についての検討を踏まえ実施する。また、地方公共団体においても同様の取組が実施されるよう要請する。	改定・競争工	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域要件設定の運用改善 (国土交通省、総務省及び関係府省)	地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方についての基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に対して周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する。	改定・競争工	逐次実施		
発注者による措置の強化 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	国において、違約金特約条項の性格及びその導入促進方策についての考え方の整理を行う。また、地方公共団体に対して国の取組を周知し、さらに、違約金特約条項導入の状況について全国状況の調査・公表を行う。 また、指名停止基準の策定及び公表について、地方公共団体に対し積極的な要請を行うこととする。	改定・競争工	逐次実施		
公正取引委員会との連携強化 (公正取引委員会及び関係府省)	引き続き、国の発注者と公正取引委員会との間、また、地方公共団体と公正取引委員会の間における入札談合に係る情報の取扱い方について協議するなど連携を強化する。	改定・競争工	逐次実施		
長期継続契約の対象範囲の拡大 (財務省)	事務機器等のリース契約については、契約の期間及び債務の額があらかじめ確定できるなど、国庫債務負担行為を設定することにより対応できる場合もあることから、国においては、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、単年度契約を繰り返すという無駄を見直す観点からも、国庫債務負担行為を設定して複数年度にわたる賃貸借契約を締結することとし、この運用結果を踏まえて、さらに必要がある場合には、制度の見直しが可能かどうかについての検討をする。	改定・競争工	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
国の物品の 製造・販売等 に係る入札 参加資格の 見直し (総務省及び 関係府省)	事業者が国の一般競争入札等の競争契約に参 加する際に、業種によっては、高い技術力を有し ていても創業後間もなく企業規模も小さい新規 事業者が入札に参加することが困難になっている 場合があるという事態の改善を図り、新規事業 者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参 加資格の在り方の検討を行うとともに、技術力あ る中小企業等の入札参加機会を拡大するための 運用弾力化措置の徹底を図る。また、指名競争入 札についても、特に早急に改善する。	改定・競 争工	継続的に検討		
入札契約適 正化法の遵 守徹底 (国土交通省、 総務省)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関 する法律(入札契約適正化法(平成12年法律第127 号))により公表や通知が義務付けられている事 項(指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足り る事実の公正取引委員会への通知等)について、 全ての地方公共団体において早期に完全実施さ れるよう、引き続き、適正化を推進する。	改定・競 争工	逐次措置		
公共工事に おける一般 競争入札方 式の拡大 (国土交通省、 総務省、その他 発注関係府省)	国及び一定の政府関係法人の工事について、不 良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のた めの措置を強化するとともに、一般競争入札方式 の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施す る工事についても、国の動向を踏まえつつ、同様 の観点から、一般競争入札方式の拡大を図るよう 要請する。	改定・競 争工	逐次実施		
指名競争入 札方式の改 善 (総務省)	地方公共団体が指名競争入札方式により工事 又は製造の請負の契約を締結しようとする場合 については、不良・不適格業者の排除及び適正な 工事の施工の確保のための措置の強化、審査体制 の整備等と並行して、国の工事の場合と同様の低 入札価格調査制度への移行等を検討する。	改定・競 争工	検討		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
不良・不適格業者の排除の徹底 (国土交通省、その他発注関係府省)	指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。	改定・競争工	継続的に実施		
履行保証制度の見直し (国土交通省)	一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわたる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじめ金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の見直し(履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補等の在り方を含む。)について引き続き検討する。	改定・競争工	引き続き検討		